

消防広域活動事業

大規模災害または特殊災害が発生し、甚大な被害となった場合、被災場所が広範囲であったり、傷病者が多数発生し、人員、資機材など現有の消防力では対応が困難となり、一時的に災害対応能力は著しく低下する。

現有する消防力で、災害対応が困難と判断した場合に、他市消防本部に応援要請をし、これら一時的に著しく低下した災害対応能力を解消できるよう、市民の生命、身体、財産を守るため、広域的に応援協定を締結している。

また、緊急消防援助隊として本市では水槽付消防ポンプ自動車2台、救急車、15m級梯子車、隊員輸送車の5台を総務省消防庁へ登録しており、全国規模の災害応援体制を構築している。

1. 阪和林野火災消防相互応援協定

林野火災は有効な消防用水利が乏しく消火が困難なため、広域的に延焼拡大し、被害が甚大となる恐れがある。大阪府、和歌山県境の構成市町村と協定を締結し、林野火災が発生した場合に対応している。また、林野火災予防の啓発用看板の作成、掲示や大阪市消防局航空隊と和歌山県防災ヘリコプターによる広報を行った。

阪和林野火災相互応援協定分担金 15,000円

2. 大阪市・河内長野市航空消防応援協定

林野火災、山岳救助及び大規模災害や特殊災害時にヘリコプターの活用は消防活動における大きな一助となる。ヘリコプターの特性を十分に発揮し、林野火災での延焼拡大を防ぎ、被害の軽減を図ること、災害で救出した要救助者※を搬送すること、また、火災予防や広報及び災害の調査を目的として大阪市と協定を締結しており、春と秋に行われる火災予防運動期間中に空からの広報を実施した。

〔 ※ 要救助者 … 事故等により生命、身体に急迫する危険が及んでいる状態の者。 〕

大阪航空消防運営費分担金 2,636,000円